平成２４年（ヒ）第５５号
横浜市港北区綱島西２丁目７番２号６Ｆ
清算株式会社　株式会社アース
１　決定年月日　平成25年３月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１８年（ヒ）第２０号
愛媛県大洲市北只571番地１
清算株式会社　村上木材株式会社
代表清算人　村上　玲子
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第３００７号
大阪市港区福崎２丁目８番41号
清算株式会社　株式会社中西機械工業所
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者株式会社ナカニシマリンを除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち平成24年９月11日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）の0.0545％の金員（ただし、１円未満を切り捨てる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
３　協定債権者株式会社ナカニシマリンは、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１０１号
和歌山市六十谷180番地の22
清算株式会社　株式会社カネシン
代表清算人　和田　信行
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の42.3パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
以上
和歌山地方裁判所民事部

更生手続終結

平成１０年（ミ）第１０号
三重県名張市八幡1300番40、開始決定時の本店所在地大阪府南河内郡美原町木材通４丁目14番33号
更生会社　三元化成株式会社
管財人　渡辺　　徹
同　　小川　宜久
１　決定年月日　平成25年３月21日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第８号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース
主文　平成24年11月22日にした監督命令を取り消す。
平成25年３月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場
主文　平成24年11月22日にした監督命令を取り消す。
平成25年３月21日
札幌地方裁判所民事第４部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２５年（再）第１号
群馬県高崎市双葉町３番１号
再生債務者　株式会社プリモテック
決定の要旨　平成25年２月18日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成25年３月22日　前橋地方裁判所高崎支部

決議に付する決定

平成２４年（再）第２号
北海道帯広市西十九条北１丁目７番５号
再生債務者　山田建設工業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月12日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年４月26日まで
平成25年３月22日　釧路地方裁判所帯広支部

再生計画認可

平成２４年（再）第８号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　札幌南ゴルフクラブ駒丘コース
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月15日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年３月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第９号
札幌市南区真駒内280番地
再生債務者　株式会社定山渓ゴルフ場
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年３月15日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年３月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第６号
大阪市中央区南本町２丁目４番６号、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南本町２丁目１番10号
再生債務者　株式会社カズキ高分子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第９号
北海道札幌市南区真駒内380番18
再生債務者　学校法人ときわ学園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年３月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第２号
愛知県豊橋市弥生町西豊和９番５
再生債務者　医療法人創建会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月22日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再）第３号
名古屋市名東区西里町４丁目87番地
再生債務者　松岡　聡明
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月22日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（再）第２３号
大阪府枚方市中宮大池２丁目30番１号
再生債務者　協和化工株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年３月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第１号
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚365番地
再生債務者　株式会社ハタリー精密
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成25年３月19日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部